●会員に対する処分の執行について

審査委員会における会員の処分を求める決議が確定したため、会則第５３条第１項の規定に基づき、当該会員に対して、下記のとおり処分を執行しましたので、同条第２項の規定によりその旨を公表します。

１．処分を受けた会員

戸島 省四郎 会員（登録第８１８２号）

２．処分の種別

戒告

３．処分の理由の概要

当該会員は、処分請求人へ事業の承継を行なった際、処分請求人に承継した顧客に対して、「処分請求人が当該会員のパソコンを破壊したなど不法行為などがあったので、処分請求人への年金管理業務委託が終了した」旨記載された「２０２２年（令和４年）度の年金納付のお知らせ」と題する文書を送付したが、提出された証拠からは、処分請求人が当該会員のパソコンを破壊した事実及び当該会員から処分請求人への年金管理業務が終了した事実は認められなかった。

また、上記文書を送付したことに関して、当該会員から処分請求人に対する謝罪、損害賠償はもとより、顧客に対する信用回復措置がなされた事実も認められない。

そのため、当該会員が顧客に対して上記文書を送付した行為は、処分請求人の名誉を著しく傷付けるものであり、会令第３６号第１０条に定める「会員は、互いに職業専門家としての信義を重んじて行動し、いたずらに他の会員を誹謗し、名誉を傷付けてはならない」との規定に違反するものであると判断せざるを得ない。

また、かかる行為は、弁理士法第３条（職責）、同法第２９条（信用失墜行為の禁止）及び会則第４１条（品位保持義務）に違反し、弁理士としてふさわしくない重大な非行行為であって、これにより本会の信用を著しく害したと認められ、会則第４９条第１項により処分をすべきものと認められるから、これらの事情を総合考慮し、戒告処分とすることが相当であると判断した。

４．処分の執行日

令和６年３月１１日